

Title	ウィリアム・ A・ ロブソン教授編 『國有産業の諸問題』 (英國) の概要
Sub Title	Problems of nationalized industry, edited by William A. Robson
Author	中村, 恵(Nakamura, Kei)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.9 (1953. 9) ,p.53- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19530915-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

ウイリアム・A・ロブソン教授編

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

Problems of Nationalized Industry

edited by William A. Robson ;

George Allen & Unwin Ltd., London 1952, pp. 383

中 村 恵

目 次

- 一、はしがき
- 二、本著書全体の構成
- 三、國有化諸産業の共通點と名稱
- 四、公社の組織問題
- 五、公社活動の中核
- 六、公社運営の諸問題
- 七、國有産業における労働者の問題
- 八、經濟面の諸問題
- 九、國有産業の弱點
- 十、あとがき

一、はしがき

太平洋戦争の末期、對日最終政策決定のための最高會議ボツダム會談の進行中、一九四五年七月二十五日に行われた英國總選挙の結果は、下院六百四十の議席のうち三百九十の過半数で、社會改革と

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

國內經濟生活の安定を標榜する労働黨が保守黨を抑えて壓倒的勝利をおさめた。ここに社會主義政黨としての労働黨は、ジェームズ・ケアー・ハーデイ James Keir Hardie が獨立労働黨を組織して社會主義政黨としてからおよそ五十年、この時始めてイギリスは自由主義體制から社會主義體制へ歩み出す確乎たる基盤を議會の中に占めることとなつたのである。

それは労働黨としては第三回目の政權獲得であつた。しかしここで注意せねばならないことは、労働黨の考え方によれば、さきの一九二三年と一九二九年の二回の政權獲得は國民の意思によるものでなく、國王の意思によつたものであるとされている點である。つまりそれは何れの政黨も議會で絶対多数を占め得なかつた場合の組閣であつたが故に、労働黨本来の政策を遂行する上において甚だ消極的であつたのである。曩にイギリスは再び戦争において勝利をおさめ、

労働黨は社會主義政策をかかげて保守黨を野に下したのであるが、イギリスが當面した事態は極めて困難であつた。アトリー首相は、一九四五年九月十二日の演説で、當面の事態を次のように告白している。——われわれは一つの戦争における勝利を祝つている間に、もう一つの戦争乃至は運動の中に突入しつつある。……それは貧困、缺乏、不安定を放逐し、わが國を尊敬すべき男女同胞にふさわしい國とするための戦である。しかるに第一の戦に勝利を収めしめた戦争努力自體が、第二の戦争の目的を達成するための困難極まる問題を作り上げたのである、と。

英國は戦争によつて文字通り國富の大半を喪失したといわれる。そして戦争から平和へ、資本主義から社會主義への二重の大轉換を遂行するに當つて如何にして國民經濟の安定を保持し、如何にしてそれを向上せしめたらよいであらうか。

労働黨政府が、これらの諸困難を克服せんとした最も顯著なる政策は、重要産業國有化の實現を計つたことであつた。ここにその概要を紹介せんとする『國有産業の諸問題』の編者W・A・ロブソン教授は、第一編第一章の最初に、「イギリスは現在、一個の實驗を遂行している。經濟改革並びに社會的且つ肉體的な再建は、その實驗の結果の如何に成敗をかけているのである。その實驗とは種々の主要産業並びに社會的事業の國有化である。……」と記している。そして一九四五―五〇年の約五年の間に多くの重要な國有化立法が制定されたのである。⁽¹⁾

森林法 The Forestry Act, 1945

英蘭銀行法 The Bank of England Act, 1946

石炭業國有化法 The Coal Industry Nationalization Act,

1946

民間航空法 The Civil Aviation Act, 1946

新都市法 The New Towns Act, 1946

運輸法 The Transport Act, 1947

電力法 The Electricity Act, 1947

都市及び田園計畫法 The Town and Country Planning

Act, 1947

綿花(中央購買)法 The Cotton (Centralized Buying) Act,

1947

ガス法 The Gas Act, 1948

海外資源開發法 The Overseas Resources Development

Act, 1948

鐵鋼法 The Iron and Steel Act, 1949

これらの國有化法の制定によつて、イギリスの國民經濟活動の二〇%を占めると稱される分野に、或いは舊來その傾向にあつたものを更に前進させたのであつた。労働黨政權の末期にあつては、國有化のこれ以上の推進に躊躇の氣運も認められないでもなかつたが、政策綱領としては一層廣い分野の國有化が提唱されており、労働黨の政策としてはいままお變らないのである。もちろん産業の國有化は社會保障制度とともにイギリス労働黨の長年の政綱を實施したものであつて、周到な準備と検討の上に實行されたものに相違ないが、連におけるように獨裁政治の下で行われるものでない限り、多くの

重要産業の國有化は、イギリスの政治、經濟、社會制度との間に幾多の摩擦が生ずるのもまた當然のことと見られる。最近では、國有化された産業の効率性に關する批判はなかなか手厳しいものがあり、保守黨政府は鐵鋼業において國有の解體に着手している。しかし國有化の功罪は單に効率性の一點のみで判斷すべきものではなく、有形無形の一切の効果を勘案して測定せらるべきものである。これは容易なことではないであろう。しかし、現在の段階においても、一九四五―五〇年の五年間の經驗を、一つの社會的實驗と考えて、そこから多くの示唆と教訓を學びとることはでき得るに相違ないのである。本書の編者W・A・ロブソン教授は、その序文の最後を次のように結んでいる――

この本は一九五一年の總選舉によつて内閣の更迭が行われた時には、印刷に附するばかりであつた。この本においては、經濟の國有化方式に對して保守黨内閣が導入すると豫想せられる政策の轉換に關連して、改訂のための何等の努力を拂わなかつた。しかし本質的な問題は、内閣の政策方向の如何にかかわらず、依然として現存するし、しかもそれらの問題は、本書で試みられたような考慮を必ずや必要とするであらう。⁽²⁾

註 (1) Problems of Nationalized Industry, Chapter I,

The Public Corporation in Britain, by W. A.

Robson, p. 15

(2) Ibid. Preface by the Editor. p. 9

二、本書書全體の構成

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

ウィリアム・A・ロブソン教授の編纂になるこの『國有産業の諸問題』は、國有化の實驗から様々の示唆を學びとらうとする學究的態度によつて貫かれてゐる。問題が多方面にわたつてゐるので、多數の執筆者が動員されてゐる。編者ロブソン教授は自ら、概觀的な序章(Chapter I, The Public Corporation in Britain)と、第二編の『總括的結論』(Part Two, General Conclusions)――この『結論』の部分は二七五頁から三六七頁に及び全卷の約四分の一の頁を占めてゐる――を執筆しており、更に後に表記するように二つのテーマを擔當しているが、全卷の「個々の問題については各執筆者の見解を統一させる努力はなされてゐない」⁽¹⁾のである。しかし編者ロブソンは「私は全卷を貫いて一種の統一の存することを信ずる」⁽²⁾と語つてゐる。

執筆者は編者を含めて十四人で、執筆者の知識、經驗、職業は種々の分野にわたつてゐる。これらを現職並びに經歷から分類すると、過去又は現在の國會議員が四人、閣僚であつた者及び現に閣僚である者が二人、法律、政治又は經濟學教授が六人、國有産業の重要な地位の人が三人、高級公務員が三人であり、またそれらの中に金融、産業、司法における専門家的經歷を経た人々を含んでゐるのである。(これは『序文』の日付一九五一年十一月現在と理解される)。なお、經歷から見ても職種を二重に數えてゐるものがあるために執筆者總計と數字が一致してゐない――紹介者註)

そしてこれら多方面の執筆者には、一個の統一を産み出すような共通した傾向が見られるのである。そのことを編者ロブソン教授は序文の中で次のように表明している。

「この本の中には、自己満足とか、或いは國有化をそれだけで偉大なる業績と考へるような傾向の存在しないことを、知識ある公平な讀者は承認することと私は考へる。この大きな實驗の成敗はむしろ將來にあること、即ち、その實驗の成果は、生起する諸問題を理解するわれわれの能力、それらの問題を解決するためのわれわれの想像力と發想力、並びに弱點と缺點とを敏活に探求せんとするわれわれの注意力如何によつて左右されるものであることが、共通に認められている。かくて本書に流れてゐる基調は建設的批判ともいふべきものである。本書の殆どすべての執筆者は、友好的な批判者として、思想と行動の老大な新分野に對する彼等の貢獻に努めてゐるものと考へられてよいであらう。」

われわれが英國について眞に聞きたいと思ふのは、正にこのような建設的な批判者の言葉である。これこそ本書をここに紹介したいと思ふ理由でもある。何故ならば、現在わが國において既に試みられ、或は試みられんとしている公共事業乃至は公益事業が生み出したつある複雑な諸問題の理解と、その對策樹立のため、大いに參考となりうるからである。問題解決への道は、資本主義か社會主義かというような原理原則の問題ではなく、いわゆる混合經濟 dual economy の具體的説明こそ重要である。

編者ロブソン教授が行政學を専攻するところからか、本書の問題の追求方式は甚だ實際的につき進められてゐる。政治上の議論に失せず、また一方經濟面の問題のみに限られることなく、多くの點において現實問題についての行政技術の問題を取り上げ、國有産業の發展にプラスしようとする行き方は、正に「建設的」と稱

するにふさわしいものがある。本文約三百六十頁にわたる相當の大量のためその全編の紹介は甚だ困難であるので、以下に於て、最も興味あると思はれる若干の問題點を摘要紹介したいと思ふが、最初に先づ全體の構成を目次によつて一見することとする。

Preface by the Editor

Part one

I. The Public Corporation in Britain, by William A.

Robson.

(第一章 英國における公社)

II. Compensation in Nationalized Industries, by Professor Gilbert Walker and R. H. B. Condie.

(第二章 國有産業における補償)

III. The Organization of Nationalized Industries and Services, by Austen Albu, M. P.

(第三章 國有産業並びに國有事業の組織)

IV. The Governing Board of the Public Corporation, by William A. Robson.

(第四章 公社の管理委員會)

V. Ministerial Control and Parliamentary Responsibility of Nationalized Industries, by Ernest Davies,

M. P.

(第五章 國有産業に關する政府の監督と議會に對する責任)

VI. Labour and Staff Problems under Nationalization, by Professor G. D. H. Cole.

(第六卷) 國有化に對する勞働者及小賣員の問題

VII. Joint Consultation in Nationalized Industry, by

A. M. F. Palmer.

(第六卷) 國有産業に對する勞働合同協議會

VIII. The Consumer's Interest, by Frank Milligan.

(第六卷) 消費者の利害

IX. Public Relations in the Nationalized Industries,

by Leslie Hardern.

(第六卷) 國有産業に對するパブリック・リレーションズ

X. The Price Policy of Public Corporations, by Pro-

fessor W. Arthur Lewis.

(第六卷) 公社の價格政策

XI. Efficiency under Nationalization and Its Measure-

ment, by Professor Sargent Florence and Professor

Gilbert Walker.

(第十一卷) 國有化に對する効率測定の問題

XII. Scientific Research and Nationalized Industry, by

Edmund Dewes.

(第十一卷) 産業研究と國有産業

XIII. The Crux of Nationalization, by the Rt. Hon.

Sir Arthur Salter, M. P.

(第十三卷) 國有化の問題點

XIV. Nationalized Industries in Britain and France,

by William A. Robson.

(第十四卷) 英佛に於ける國有産業

Part Two

『國有産業の諸問題』(英國)の續編

XV. General Conclusions, by William A. Robson.

(第十五卷) 總括的結論

(1) The Public Corporation To-day (今日の公社)

(2) The Background of Nationalization

(國有化の背景)

(3) The Motives for Nationalization (國有化の動機)

(4) The Basis of Compensation (補償の基礎)

(5) Problems of Organization (組織の諸問題)

(6) Competition and Monopoly (競争と獨占)

(7) Increased Government Control (政府監督の強化)

(8) Parliamentary Responsibility (議會に於ける責任)

(9) "Measurement and Publicity" (測定と公表)

(10) The Governing Board (取締役會)

(11) The Consumers' Councils (消費者諮問委員會)

(12) The Role of Administrative Tribunals

(行政審判所の任務)

(13) Profits and Prices (利潤と價格)

(14) Industrial Relations (産業上の關係)

(15) A Public Service in the Making

(形成過程に於ける公共事業)

(16) Joint Consultation (勞使合同協議會)

(17) From Nationalization to Socialization

(國有化から社會化)

(18) Local Government (地方官廳)

(19) The Future of Nationalization (國有化の將來)

- (20) Incentives (刺戟)
- (21) Alternative Forms of Public Enterprise
(公共企業の代替形式)
- (22) Scientific Research and Development
(科學的調査と開發)
- (23) Conclusion (結論)
- Select Bibliography
- Index of Names
- Index of Subjects
- 註 (一) Ibid. Preface by the Editor p. 7
- (二) / / p. 7
- (三) / / p. 8
- (四) 編者マントン教授は、London School of Economics and Political Science (University of London) の行政學教授であり、行政學關係その他の多數の著書(例として、The Relation of Wealth to Welfare, The Law of Local Government Audit, Justice and Administrative Law, Civilization and the Growth of Law, The British System of Government and the Growth of Law)に於いて、その著者として Public Enterprise などの他を編纂している。この Public Enterprise は、この紹介する Problems of Nationalized Industry の先驅者なるものである。

三、國有化諸産業の共通點と名稱

本書の編集方針は、各産業を別個に採上げるのではなく、共通した問題を見出そうとする態度をとっている。即ち「國有化された産業部門の各方面に關連する若干の重要問題の存在が明かになった。個々の産業に發生している個々の問題よりも、共通的な問題を論ずることが現在の段階に「層緊要であろう」としている。これは正しい方法であることに間違ひはないのである。しかし、現實においては、各産業に特有の事情と歴史があるのであるから、一口に國有化とはいつてもその態容・形式・範圍・程度等において種々様々であることも、あらかじめ讀者は頭に入れておくべきであろう。本書全體を通じて、最も多く論議の對象となり、實例としてしばしば引用されているのは、運輸・石炭・ガス・電力・鐵鋼・民間航空等の各産業であるが、或る問題についてのこれ等産業の共通性よりも、時たま寧ろ特殊性の方が問題視されているとの印象を與えられる場合がないでもないのである。國有化の形式を統一するということは、必ずしも理想とするものではないであろうが、こうした特殊性、多様性を次第に吸収、消化して行くことも一つの大きな課題となるべきものである。ところがロブソン教授はこの問題については殆んど探求の筆をすすめていない。恐らくは、「實驗」An experiment の初期の段階として、そうした探求は餘りに早きに失すると考えたからであらうと想像される。

ただ一つの點において、國有化された各種の産業は共通したものを持つている。それはいずれも Public Corporation の形式をとっていることである。この言葉の譯語としては、最近のわが國の用語例に従つて「公社」と譯するのが最も適當と考えられる。政府の所

有らば、経営上には獨立し、しかしまた資本主義的な利潤を認められていないのである。この意味からみて Nationalization を國營と解するの誤りである。經營の任に當る人は公務員 Civil Service ではない。ところが、それが公社であつても、みづから Public Corporation と名稱を附してゐるものはないのである。名稱はホーブ、コミッション、オーソリティー等種々であり、從つてまたその性格と機能においても若干の相違がある。以下にこれらの名稱を列記し、適當と考えられる試譯を附しておくこととしたい。

National Coal Board (全國石炭廳)

British Transport Commission (英國運輸委員會)

British Electricity Authority (英國電力廳)

Gas Council (ガスマ評議會)

Iron and Steel Corporation (鐵鋼公社)

Raw Cotton Commission (原棉委員會)

British Overseas Airways Corporation (英國海外航空公社)

British European Airways (英歐航空公社)

Colonial Development Corporation (植民地開發公社)

Overseas Food Corporation (海外食糧公社)

Cables and Wireless (有線無線通信公社)

Bank of England (英蘭銀行)

British Broadcasting Corporation (英國放送公社)

なお、右に列記したものである中で、運輸委員會には下記の六つのかなり獨立性を保つた局がある。即ち、Docks and Inland Waterways Executive (マツタ及び内水路局)、Hotels Executive (ホ

テル局)、London Transport Executive (ロンドン運輸局)、Railway Executive (鐵道局)、Road Haulage Executive (道路運輸局)、Road Passenger Executive (道路輸送局)の六局である。

また電力には Area Electricity Board (地域電力委員會)、ガスには Area Gas Board (地域ガス委員會)が各地にあつて、やはり獨立性を持つてゐる。運輸・電力・ガス等のように、その事業自體が老大である場合には専門化乃至地方化が必要とされた結果であらう。

四、公社の組織問題

上述の目次を一見することによつて、讀者は本書が多岐多様の問題をとり上げてゐることを明かにされたことであらう。しからばその中で中心的テーマとなつてゐるものは何であらうか。一言で盡せば、公社は如何にあるべきか、そしてそれは如何に運營せらるべきか、の二點に要約することができる。そこで、本紹介は「公社の組織問題」「公社活動の中樞」「公社の運營問題」「労働者の問題」「經濟面の問題」「國有産業の弱點」等に區分して説明を進める考えてある。

英國における Public Corporation の歴史は、今日に始まつたものではない。しかし、それが戰後において、英國労働黨の社會主義政策の一段として、更に制定された「公社」の形で採用されたことは重視されなければならない。國有化政策の導因はここにあつたのである。一、二の章ではこの労働黨との關係に觸れてゐるので

あるが、全體の説明は十分でない。恐らく英國にあつてはこうした文献は夥しく出版されているがために、敢えて本書で取扱うに及ばなかつたのであらうと推測される。しかし、公社の批判検討に當つては、社會主義政策の一環としての視角が當然に用意されておらねばならない。さてそうであるとするれば、公社の指導原理 Principle は何であつたのか？ ロブソン教授は次の四つを擧げている。⁽¹⁾

第一は、公社設立の根本政策は別として、その經營について、議會の追求を受けないことである。もつとも主管大臣の監督を受けるから、間接には議會に責任を持つ。即ち、大臣は議會に對し、その公社を監督する限度において責任を持つので、その程度において公社は議會から間接に監督されることとなる。

第二は、利益への無關心 disinterestedness である。各種公社の目的は、それぞれの特別法によつて規定されており、例えば運輸委員會は旅客貨物の輸送の施設を統合擴充する任務を持つとされており、利潤への關心があるのではない。この點において商業的企業と大いに異つてゐる。通常の意味での株主 shareholder はない。資本は「固定利子附の證券」 stock bearing fixed rates of interest の形をとり、或る場合にけ政府證券（石炭及び有線無線通信）、或る場合には政府保證の公社證券である。公社はまた利潤を擧げることが要求されない。石炭、運輸、電力、ガスの場合、數年間の期間において収入から支出を賄うべきことが規定されている。もつとも利潤を擧げてはならぬという規定も、その限度についての規定もない。しかし電力、石炭などの規定から見ると、株主や所有者へ利潤を分配すべきものではない。通常は價格の引上げ、サ

ービスの向上、従業員への待遇改善に向けられるであらう。

第三の原則は、職員、従業員が公務員 Civil Service ではないことである。従つて報酬、勤務條件その他について「大藏省の監督」 Treasury control が行われぬ。もつとも政府は全然無干渉ではない。一般的な指示を與えることにある。

第四の原則は、公社經理の獨立である。特定の面について大藏省の監督はあるが、一般國家財政とは關係がない。もつとも資本増加の場合には「公共資本」 Public funds から出資されるのが普通であり、或る場合には毎年政府からの補助金 subventions が與えられてゐる。

ロブソン教授は以上の如く解説し、最後にハーバート・モリソン氏の言葉を引用している。

「公社は最初から萬人によつて公共的な企業と見なされ、且つ自らもそのように考へるといふことが肝要である。その第一の任務は、公共の利益のために課せられた任務を適當に果すべきことである。……」⁽²⁾

右のような目的を達するために、國有企業は如何なる形態をとるべきかは、第三章で採上げられている。社會化の形態については、一九二九年の頃に前の労働黨内閣が當面したことがあり、なかでも「ロンドン旅客輸送法案」 the London Passenger Transport Bill が問題を提示したのであつて、「一九四五年度の労働黨の政策は大部分は一九三〇年代の初期に形作られた」のであつた。黨内部においても、その形態、その中の労働者の地位、政府並びに議會に對する關係について意見の對立があつた。ギルド社會主義やサンジ

カリズム流の徹底した労働者支配を強く主張する者もあつたが、結局、一九四四年にTUC（労働組合総評議會）が發表した報告書は、労働者の直接的参加の要求の放棄を明かにしている。即ち、

「公社の管理委員會 the boards of public corporations に労働者の代表が直接参加することは、獨立した批判力と、労働組合の主要任務である労働条件擁護の力を弱める」

という見解が表明されたのである。

これらの経過は、極めて簡単にしか本書において説明されていない。恐らく本書の目的には直接關係がないからである。ただ労働黨もTUCも、國有企業の最高管理部以下の經營の構造については、餘り討議してはなからうに見える點を筆者は指摘して置く。この問題は企業單位の大きさと、中央化と地方化との比重は如何にあらざるべきかである。そしてこの問題には原理よりも實際を重んぜねばならぬであらう。そこで各種公社についての検討が行われているが、これについての詳細の説明は餘りに煩雜であるから、ここでは省略しておくたい。

結論をいへば、「同じ機能の組織を比較したり、組織の圖表を作ったりすることにより、紙の上での比較は出来ても、産業の實際の活動に於いて教えることは少ないであらう。經營の地方分散化 decentralization of management と政策の中央集中化 central control of policy との均衡の成功は、詰局に於いて携わる人々の調和 harmonious relations である」⁽⁶⁾とされている。そして、編者ロマン教授は第二部「總括的結論」の章で次のように述べてゐる。

『國有産業の諸問題』（英國）の概要

「種々の型の公社組織に判定を下すのは未だ早や過ぎるであらうが、そのための二三の前提を示すことは出来る。第一に、作業單位 operating unit の正しい大きさと形式を定めることは、公共企業においても私企業の場合と同じく重要なことである。第二に、國有化産業において最良の單位 optimum unit を決定するには、民間企業が行われている經理上の判断基準 financial criteria に代る、或はこれを補充する統計的基準 statistical yardsticks を發達せねばならぬとである。……第三に、地方化された組織は、技術的、人事的、營業的、經理的實際 technical, administrative, commercial, and financial experimentation の機會を増加し、これは實質的な利益を認めざるべからぬ」⁽⁷⁾

(1) Ibid. Chapter I, The Public Corporation in Britain, by William A. Robson, pp. 27—32

(2) Rt. Hon. Herbert Morrison: Socialization and Transport, 1933; p. 149

(3) Ibid. Chapter III, The Organization of Nationalized Industries and Service, p. 73

(4) 〃 〃 p. 75

(5) Ibid. Chapter I, The Public Corporation in Britain, by William A. Robson, p. 90

(6) Ibid. Chapter XV, General conclusions, by William A. Robson, p. 297

五、公社活動の中樞

公社活動の中樞をなすものは管理委員會 Governing Board であり、これはロブソン教授の筆になる第四章『公社の管理委員會』において詳細な検討が行われている。そしてまさに、「國有化の成功と失敗は、他の何れの單純な要素よりも、これを指導する管理委員會の質によつて左右される」のである。委員會は株主代表者からなる民間會社の重役會とは異なるもので、消費者、被雇傭者、政府並びに全國民に對する廣い責任を負うものである。また一方、公益事業を經營する地方自治體の機關とも異なるのである。というのは、地方自治體は選舉民に責任を負うものであり、且つ政治的及び黨派的な顧慮に支配されるからである。各公社の管理委員會は、その成文化された規定によつて、その員數、その任期、その資格等種々異なつてゐるが、その委員のすべては所管大臣によつて任命されることとなつてゐる。

先ず員數の點から見ると、英蘭銀行理事會 The court of the Bank of England は總裁 governor, 副總裁 deputy governor 各一名及び理事十六名と定めてゐる。しかし他の總ての公社では、委員の員數の最高と最低を定め、その員數の間で所管大臣が定めることとなつてゐる。そしてこの最高と最低の員數には固定的な原則が與えられてゐない。例えば、二つの航空公社では會長を含めて五人以上十一人以下、運輸委員會では會長の他に四人乃至八人、海外食糧公社及び植民地開發公社では會長の他に四人乃至十人、というように種々異なつてゐるのである。

上記のように、「管理委員會の員數に伸縮性のあることは、一つの利點が認められる」のである。何故かならば、後に至つて特殊の才

能經驗を持つ人を加えたいと希望する場合があり、また所管大臣と委員會との關係に含みを持たせることも出来るからである。そしてロブソン教授は、從來の英國の實情に照して、次のような見解を表明してゐる。

「概して委員會の大きさは安當である。多くの場合、最高と最低との中間の員數が任命され、小さな纏まりの良いチームをなしてゐるのである。」

さて、委員會には如何なる人物を任命すべきであろうか。各公社の設立法に共通する方針は、當該産業分野に廣い經驗を有する人を任命することである。かくの如く、「大企業を運營するために最良の才能ある人を選ばんとする方針は疑いもなく正しい」のである。この言葉は當然のことを表明する言葉のようであるが、この方針の正しさはフランス國有産業の場合とこれを比較すると、一層その正しさが明確となる。蓋し、フランスでは國家、消費者、被雇傭者の三者の代表が委員會を構成してゐるのであるが、その成績ははなはだ香しくないのである。委員會を利害關係者の會合場所と考へるのは誤りなのである。この思考方式の中には、サンジカリズムやギルド社會主義の思想が残つてゐる。同じような意味で、管理委員は社會主義者か又は勞働黨の支持者でなければならぬと考へるのも、正しくないといわねばならない。政治上の立場を問ふ必要があるのならば、公社を解消して政府の一局とする方がよい。英國の公務員制度は政治的立場の考慮を排除するのに努力して來たが、英國の行政の成功の一因はここにあつたのである。「善良な社會主義者を診察す

る醫師は、必ず國民健康保險 National Health Service の衷心からの支持者でなければならぬのであろうか？ まさにナンセンスというべきである。」事實において國有化以前に成功を収めて来た地方政府のガス、電氣事業は、壓制的に保守主義の參事會 councils によつて經營されて來たのであつた。

各所管大臣の任用振りは、完全に良好とはいえないようである。例えば、運輸委員會の一九四八年々報を見ると、運輸相 Minister of Transport はすべてのポストを國有化以前に同じような地位を占めていた人に任せるべきであると考へているようであるが、これは疑問の多い假定である。こうした考へは、運輸委員會の各局が、「職能的に」 on a functional basis 組織されていることから生じたものであろう。これと著しく反對の任用方針がとられたのは、二つの航空公社の委員會の場合であつた。

そしてロブソン教授は次のような推測を下している。

「恐らくは當分の間、委員會は次のような要素から構成されるであらう。(a)私有時代にその産業に經驗のあつた人、(b)勞働組合の常任役員であつた人、(c)公務員として優秀さを示した人、(d)經理又は金融方面の熟練者、(e)技術者又は科學者——更に時によつては退役軍人。」

上記するこれらの範疇自體は正しいのであろう。しかし「我々の欲するのは人物 man であつて範疇 categories ではない」のである。現在當面している問題は、過渡期に在るが故に當面する問題が多い。それは總て私有時代の業績に基礎をおかねばならぬからである。將來においては、國有産業内部で人材の養成をはからねばなら

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

ないのだ。これには「同族結婚」inbreeding の危険を伴いがけであるが、これは各種産業間の交流によつてその危険を回避することが可能となる。現在國有産業の間では、相互に人員を取りあわないという「紳士協定」gentlemen's understandings がある。聞くが、これは國家利益を擁護するための制限的慣習 restrictive practices である。

管理委員會に關して、それは各部局の責任者からなる「職能的委員會」functional board を本旨とすべきか、或いは、公社の政策全體を考へる「政策委員會」policy board たるべきかについて、これまで多くの議論がたたかわされて來た。これについて、ロブソン教授は次のように結論を與えている。

「現在までの經驗では、政策委員會が職能的委員會より優るように見える。しかし、政策委員會にもその産業についての熟達した知識ある委員の加わることは利益であらう。記憶すべき重要なこととは、管理委員會は各部局の責任者の集合體ではなく、あらゆる政策の問題について集合的判斷を下す。密接にまとまつたチーム a closely-knit team でなければならぬことである。政策は個々の部分の總計ではない、ということとは、從來まさしく留意せられて來たところである。」

委員の報酬と任期に關する議論は省略するが、大いに問題とされたのは大臣による罷免權の問題である。海外食糧公社が南京豆の買付から損失を蒙つた際、その責任者として二人の委員をストラッチー食糧相 Mr. Strachey as Minister of Food が罷免しようとしたが、その一人たるウェイクフィールド氏 Mr. Wakefield は、

委員會は全體として責任を負うべきものだとこの理由でこれを拒否した。一九五〇年の總選舉の後、モリス・ウェッブ氏 Mr. Maurice Webb が食糧相となり圓滿辭職となつたが、このように危険の伴いがちな事業に就いて、委員の地位が不安定なのは一考を要するところである。

これに關してロブソン教授は述べている。「私の一般的結論をいえば、委員の地位の特權、特典、權威は擁護されねばならない。かくしてのみ公社の中樞的地位に、才能と活動力ある人を求めることができる」と。さらにまた「良きにせよ惡しきにせよ、管理委員會が全組織の敏感な焦點をなしているから、社會はこれに關心を拂わねばならない」と警告していることは、大いに傾聽すべき點であらう。

註 (1) Ibid. Chapter IV, The Governing Board of the Public Corporation, by William A. Robson, p. 91

- (2) " " p. 93
- (3) " " p. 93
- (4) " " p. 94
- (5) " " p. 95
- (6) " " p. 96
- (7) " " p. 103
- (8)(9) " " pp. 107—108

六、公社運営の諸問題

公社の性格を決定する一要素が政府並びに議會に對する關係であ

ることは前に一言したところであるが、これについては第五章『國有産業に關する政府の監督と議會に對する責任』において、エルネスト・デーヴィース下院議員が實際の経験から得た興味ある觀察を行つている。

彼は明確に問題點を表示している。「問題の中心は、公社の行政上の獨立性と經營上の責任を侵すことなく、國民の利益を守るために設けられた條項である。このための監督は明かに必要だが、行き過ぎれば公社の自律性を滅じ、ひいては公社設立の基礎をなした原理そのものを破壊することとなる」と。

これに關する法制上の規定は各公社ほとんど同一であつて、それぞれ程度において、相違はあるが、情報 information の提供、大臣と協議 consultations すべきこと、認可 approval を受くべきこと、大臣の發する指令 directions, 大臣の行うべき監督 control 等について規定している。

情報については、年次報告を所管大臣及び議會に提出することとなつており、實際各公社は尨大な詳細な年次事業報告及び會計報告を刊行しており、そのため却つてポピュラリティを損じているほどである。

所管大臣と公社との關係が問題である。大臣が指令を發する以前に兩者の間に協議が行われるのであるから、多くの場合指令を發する必要はなくなつている。協議によつて大臣は委員會に影響を與えているのであるが、しかしそれが如何に行われているのかは全然秘密にされているのである。例えば、燃料動力相 Minister of Fuel and Power が石炭、電力、ガスの各産業と密接頻繁な協議を行つ

ているのは公然の事實であるが、それは密室で行われ、その結果は公社の活動に現われるにしても、それ以上のことは知りがたいのである。このことは何を意味するかといえば、大臣がその行動について議會で答辯する必要が免がれることである。即ち「大臣は公社に對する指令權 *directional powers* を行使せず、協議の方法に頼ることにより、責任を回避している」と、第五章の筆者デーヴィー氏は國會議員らしい不満を表明している。

大臣は公社の活動全般について議會に責任を持つもので、委員會に指令を發した限度に限られるべきでないと言議會が意圖したことは疑いの餘地が殆どないのである。これは各國有産業に共通する規定であるが、例えば、一九四六年公布の石炭法 *the Coal Act* は、「大臣が國民的利益に關すると考えた事項については、委員會の職務の遂行につき、委員會と協議の上、大臣は一般的性格の指令をこれに與え、委員會はこれに従う」べきことを定めている。この「國民的利益に關する」*to affect the national interest* という字句の解釋が問題である。これを廣義に解釋すれば公社の總ゆる活動に干渉することができる。しかし、一般にこのような解釋は行われず、大臣は日常的業務に關與すべきではなく、一般的政策のみ監督すべきものと考えられている。これに對するそれぞれの所管大臣の解釋は一致していない。例えば、民間航空相 *Minister of Civil Aviation* はあたかも委員會の一員でもあるかのように行動しているが、これは航空公社が莫大な赤字を出し政府補助金 *subsidies* に頼つてゐることに關係がある。燃料動力相は石炭廳の場合にあつてはその背後にあつて相當の力をふるつてゐるが、電力、ガスに

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

つてはそれほどでないようである。また運輸相は運輸公社のことに大きな役割を果しているとは見えない。概して大臣達は、公社の獨立と責任を侵害しないようにするために、遠距離からの監督のみ好むようであるが、このような制限は恐らく行きすぎであつて、前述の言葉はもつと廣く解することが望ましいと考えられる。

議會の公社に對する監督は、先ず所管大臣への質問によつて行われるが、大臣がなるべく答辯を回避しようとする傾向にあることは既に上記したところである。次にこれに關する討論であるが、これに向けられる機會と時間は決して十分でない。デーヴィー議員は本章を次のような言葉で結んでゐる。

「明らかに公社に對する大臣の責任 *ministerial responsibility* と議會の監督 *parliamentary control* という困難な問題は解決されてゐない。しかしこのことから結論に飛躍して、新しい組織形態を考えるのは早計である。社會公衆への説明という目的を達するために、現在の法制の枠内でも改良しうる餘地が存するのである」⁽³⁾。

しかし、本書の編者ロブソン教授は別の立場から議會の活動に不満を表明している。「各公社の年次報告についての議會の討論は、概して人を失望させるものである。それは分析と比較と對照と批判と建設的提案を探索する無比の機會をなすものであつた。不幸にしてこれを國有化政策にたいする支持又は攻撃の陳腐な議論の蒸し返しに使う議員が餘りに多く、演説のあるものに國有化法案の第二讀會 *the second reading debate of a nationalizing Bill* の際⁽⁴⁾にでもやる方がふさわしいものであつた」と評している。更に、國民

は抽象的議論の何れにも組していない、ただ現實の一步向上を望むのみであると、説いてゐる。

註 (一) Ibid. Ministerial Control and Parliamentary Responsibility of Nationalized Industries, by Ernest Davies, M. P., p. 109

(二) 〃 〃 p. 111

(三) 〃 〃 pp. 118—119

(四) Ibid. XV, General Conclusions, p. 318

七、國有産業における労働者の問題

國有産業における労働者の問題は、コール教授の筆になる第六章『國有下における労働者及び職員の問題』と、更に勞使協議會委員であつたバルマー氏の執筆にかかる第七章『國有産業における勞使合同協議會』との二つの章において取扱われている。コール教授は先ず國有産業の指導部に労働者の代表が少いこと、それまで「資本家」と見なしていた人物が依然支配的地位にあることに對する労働者の不平を述べ、しかし新しい問題はもつと別の點にあることを指摘する。

國有化が労働者に及ぼした影響は産業によつて異なつてゐる。例へば鐵道業では、從來も四つの主要會社は緊密な連繫の下に運営されて來たから、労働者にとつても、或いはより上級の管理又は技術的地位の被雇傭者にとつても、直接大きな變化はなかつた。これに反し、石炭業では、炭坑支配人 colliery manager の立場は大いに異つたものとなる。彼等は大抵強い個人主義者であつて、坑夫と

の關係は荒つばい言葉と態度で維持されて來たといつてよいのである。彼等にとつて、遠く離れて會つたことのない「親分」「bosses」に報告を送つたり、「人事管理」「personnel management」の指令を受けたたり、労働組合員と對等の立場で協議會に坐つたりすることは、激しい變化を意味する。しかし、このような變化によつて、石炭業が特別の困難に陥つたわけではなかつた。そして石炭業は次第に新しい經驗と知識が積まれて行くであろうし、今後の特別の訓練も有益であらうと、説いてゐる。

労働賃銀にも問題がある。一九四五年以來國有化された産業は概して戰時中の經驗によつて、直接交渉不調の場合には仲裁に委ねることを知つてゐるから、この點には問題は少いが、公社の管理委員會 national board は民間雇傭主の團體ほど賃銀協定 wage-bargaining の自由裁量權 absolute discretion を持たぬ點は注意せねばならない。委員會の背後には大藏省があり、政府の一般賃銀政策がある。また賃銀の差等について、民有時代には企業間の労働移動によつてこれを調節することができたが、所有者が一つになつてしまつた國有化の下では、職階性について一層嚴密な規定がなされねばならない。

G・D・H・コール教授はこれに續けて、採用 recruitment と昇進 promotion の問題、管理的地位に昇進した組合員と組合との關係に觸れた後、次のように述べてゐることは注目される。

「以上の問題には未だ明瞭な解決を與えられていない。しかし少くもこれだけは明かである。完全雇傭 full employment を維持しつゝ公有産業をうまく經營して行くためには、効率性の向上

higher efficiency という方向に労働者とその組合の協力が必要であり、*経営者を資本家的搾取* (“Capitalist” exploitation) を代表する敵對勢力と見做す傳統的な傾向を克服せねばならない」⁽¹⁷⁾と。

ユール教授は自ら本章で明記しているのであるが、労働問題については國有産業の経験は未だ豊富でないのである。従つてユール教授の本章における所論も論じ足りない憾みを残しているのであるが、多くの點で極めてサジェスティブである。

國有産業における勞使關係について、期待をかけられている一つの焦點は、第七章で採り上げられている勞使合同協議會 joint consultation である。かつてマイマール憲法下のドイツで行われた經營協議會 Betriebsrat に類似するものであるが、ここに強く打出されている「産業自治」 industrial self-government の精神は英國労働組合運動の歴史と共に古いといつてよい。そして本章の筆者 A・M・F・パルマー氏は、この産業自治の精神と労働者との關係を、國有化産業の經濟的特質と關連せしめて次のように述べている。

「産業の諸分野が國有化され、固定利率 fixed interest と高率課税 high taxation を負つた危険のない資本が登場するとともに、『利潤』“profit” は經濟における重要な要素でなくなつて來た。全く現在では高率利潤 high profits の代りに高コスト high costs が労働組合にとつて重要な意味を持つ。何故ならば、高率利潤は生活水準の向上に向けらるべき生産物の大きな部

分を吸収してしまうからである。産業における効率の問題はもはや經營面に限られた問題でなくなつた。まさにそれはすべての人々の利益となるものでなければならぬ。労働者は彼等の産業の政策と實務を論ずる權利があるばかりでなく、それを論ずべきことが緊要缺くべからざる要務なのである。」⁽¹⁸⁾

合同協議會は、賃銀、俸給、労働條件乃至技術的又は經營上の決定につき、産業自治の精神を適用せねばならない。しかし、協議會において對立する「兩側」views を考へてはならない。その勢力を利用して相手側に何かを押し付けようとしてはならない。従つて、「合同協議會は、賃銀、俸給、労働條件についての勞使の協定を侵害してはならない。何故なら、それは労働組合の獨立性を損うからである。更にまた合同協議會は、法律によつて定められた分野は勿論のこと、純技術面の知識事情や判斷事情に限られている分野においても、經營上の責任を侵蝕してはならない。しかし、合同協議會が有効に活動せんがためには、經營上の責任の一部委讓 a part transference と労働組合の權限の若干の制限 some limitation が明かに必要である。」⁽¹⁹⁾

労働組合と合同協議會との關係において考へねばならない一つの問題點は、中央化 centralization と分散化 decentralization の問題である。元來労働組合にとつては中央化された交渉が進歩であり、國有化はその基礎を提供するが、協議會は必ずしもそうでない。協議會の成否は鑛山、變電所、工場等下部の職場における労働者の精神、感情、モラルに依存するから、本質的に地方的なものでなければならぬのである。遠く離れた中央ロンドンで決定された事

項を傳達するだけの機關であつてはならない。上からの考えと計畫を下達すると同時に、地方からのそれを上通する『二重の通路』“two-way traffic”でなければならぬ。しかし果して流通管としての役割を十分にはたしうるかどうかは今後の活動に俟たねばならないであろう。種々雑多なつまらぬ事務に忙殺されてしまうようなことや、經營者側がこれを厄介視することなども、現實に豫想される困難である。

パルマー氏は以上のように説述した後、氏は尤大な組織をもつ國有産業の一つである電力事業の中での個人的経験を基礎として一個の見解を吐露している。——經營者も労働組合も、協議會の發達により生れる新しい産業界の空氣に適合するように氣持を入れ替え、組織を適合させることが必要である。

註 (一) Ibid. Chapter VI, Labour and Staff Problems under Nationalization, by Professor G. D. H. Cole, p. 130

(二) “ ” pp. 133—134

(三) Ibid. XV, General Conclusions, p. 136

八、經濟面の諸問題

『國有産業の諸問題』の概要を記述するに當つて、この紹介の一文が如何に要約されたものであらうとも、經濟的側面に觸れないことは、編者ロブソン教授の眞意を傳へなむものとならう。本書においては、第二章『補償の問題』、第十章『價格政策』、第十一章『効率性とその測定』等において、國有産業に關連する經濟問題を集約

的に採り上げてゐる。

しかし第十一章は、効率性を企業の經理面について檢討するのみであつて、現在最も國有産業經濟上の問題とされている労働の生産性には觸れていない。これは編者ロブソン教授自身が序文において認めているとおり、『一つの重大な脱落』one serious omission from the bookである。しかしこれは、あらゆる方面に問ひ合せたにもかかわらず、國有産業における労働生産性についての批判となるべき一章をまとめるのに十分な統計的資料その他が揃つていなかったからである。⁽¹⁾

『國有産業における補償問題』を取り扱つたウォーカー教授並びにコンディー氏の論文は本書中でも最も興味深い論攻の一つである。國有化に際して企業の補償の評価基準 methods of valuation は次の二つの何れかであつた。——

(一) 持續的純收入 net maintainable revenue

(二) 取引所における株價 Stock Exchange quotations

そして、石炭業においては第一の基準が、その他の産業では第二の基準が採用された。實際には個々の場合に應じての基準に手加減が加えられたことは勿論である。

(a) 非上場株 securities not quoted on the Stock Exchange については政府保證のものは額面價格 nominal value によつて、政府保證のないものは仲裁審判所 an arbitration tribunal の決定によつた。

(b) 私鉄の車輛は、運輸法附屬の基準 a schedule attached to the Transport Act によつて、年數、原價を

考慮して決定した。

(c) 道路運搬の車體は、代替コスト cost of replacement から償却費を差引いた。

(d) 地方自治體 local authorities が經營していた電氣及びガス事業では、保有負債額 outstanding loan commitments を基準とし、地方自治體の運營する關連産業と國有産業との切斷から生ずる地方自治體の損失を附加した。

(e) 英蘭銀行の場合は、株主のこれまでの収益の維持を基準とした。

なお、英蘭銀行については内部價值が大いに問題となつたが、英蘭銀行の株主が内部留保資産の分配を受ける可能性は殆どなかつたのだから、補償に際してこれは無關係⁽³⁾とされた。

産業國有は私有財産の沒收であつてはならないのであつて、事實、労働黨政府もそう考へていた。問題は補償額が妥當であるかどうかであるが、原理的にいへば、「國有化される産業の所有者は、その財産について持つ期待と等しい額を希望するのは合理的である⁽⁴⁾。」

しかし國有化という特殊の事態に關連して注意せねばならないのは「期待」expectations の中には經營者の才能以外に、市場の將來の動向並びに政府の經濟政策も大いに關係を有するのである。運輸、公益企業は獨占事業であり、且つこれまでも政府の監督と規正を受けて來た。その方向は利潤の制限であつたから、株價は實際價值以下に低落しており、従つて前記二つの基準の何れでも、所有者にとりたるほどの損害はなかつた。これに反して鐵道事業の場合では、政府の保護によつて、實質價值以上にその株價は高位を保持し

て來たのであつた。もし政府が保護を放棄して自由競争にまかせたとしたならば、鐵道事業は忽ち破産したに相違なかつたのである。」取引所の株價は、最も見易い賠償の基準となるものである。しかし、取引する者は株主全體の一小部分であることは、一考しておいて良いことである。また、國有によつて資産を賣却するばかりでなく、生業の道を失う人のあることも(例えば道路運輸業者の如く)、考慮せられねばならない。

他方において、私有に代つて國有産業の株主となつた人は、確定した利子證券を持つ者であることに注意せねばならない。ところがこれを、國有企業の側から見れば、利潤の代りに利子負擔というコストを高めることとなる。もしその企業が缺損ならば、利子は國庫から負擔され、一般納税者の負擔となる。缺損の場合にも、利子を支拂うべきか否かは一應問題である。また利益を生じた場合に、これを資本の償却に向けるべきか、或いは價格の引下げに向けるべきかも議論の分かれるところである。そこで問題は國有産業における價格政策の登場となる。

第十章『公社の價格政策』において、W・アーサー・ルイス教授は、國有産業における價格基準として、

(一) 總べての資本負擔 capital charges を控除したのち、利潤も損失もあつてはならぬこと。

(二) 違つた種類のサービス間の相對的料金 relative costs はコストの差に相應すべきこと。

の二つの原則を擧げている。

利潤も損失もあつてはならないとする理由の第一は、これはイン

フレーションまたはデフレーションを生ぜしめるからである。第二の理由はコストを償う原則によつて、その公社の過度の膨脹または過少の收縮 *over-or under-expansion of public corporation* を防ぎ得ることである。消費者が水を熟するに當つて、直接石炭によるか、ガス又は電氣によるかの選擇は、これら三つのものの價格の比較によるが、もしその中の一つが不當に廉價であれば、それに不當な需要が集中し、國民經濟から見ての石炭の理想的消費配分を妨げることとなる。

この原則には例外を認めなければならない場合がある。第一に、資本が過大である *over-capitalized* 場合には、そこに生ずる損失が正當だとされる。例えば鐵道の買収價格が高過ぎた場合に、その證券利子を支拂うために高過ぎる料金を率を定めたとすれば、他の運輸機關に比して鐵道を不利にするものである。逆に買上價格が低きに過ぎた場合には、これに對する利子負擔だけでは將來の償却費として不十分である。

第二の例外は、若干の公社では資本を償却するため、數年間にわたつて利潤を擧げねばならぬことになつてゐることである。これは恐らくこのようにしてのみ國有化が實現するものと考慮せられたからであろうが、これは混亂と謬見の結果である。ただし公社が政府に支拂う金額と、政府が證券所有者に支拂う金額との間には論理的な關連はないのである。

第三には、産業界に變化が生じ、一つの企業の資金の使用價值が減じた場合には、損失もまた已むを得ないとされている。例えば、鐵道の競争相手としての乗合自動車が登場した場合の如きである。

が、決して自動車の活動を制限すべきではなく、鐵道企業の資産の帳簿價格を切り下げるべきである。(c)かつてある西部アフリカ植民地において政府が私企業自動車のための道路建設に當つて、橋梁建設に際し甚だ狹隘なものを構築して商用自動車の交通を不可能としたが、これは明かに誤謬である。)

ルイス教授は右にのべるような事情を更に六項にわたつてのべ、一般的にはやはり收支の均衡をはかるべきだとし、「企業が利潤又は缺損を生じた際には、價格の調節を行うべき」ことを説いてゐる。

註 (1) *Ibid.* Preface by the Editor, p. 6

(2) *Ibid.* Chapter II, Compensation in Nationalized Industries, by Gilbert Walker and R. H. B. Condie, pp. 64—65

(3) " " " p. 56

(4) " " " p. 63

(5)(6) " " pp. 64—65

(7) *Ibid.* Chapter X, The Price Policy of Public Corporations, by W. Arthur Lewis, p. 182

(8) " " " p. 189

九、國有産業の弱點

さて、全體として國有化の當面している問題は何であらうか。第十三章『國有産業の問題點』において、アーサー・ソルター卿が答へてゐる。卿によれば提起されてゐる問題が二つある。

第一は、國民經濟のどの分野に國有化を進めるべきかである。「明

かに或る産業は他の産業より國有化に適していると見られる。ガス、電氣のように、外國消費者の嗜好の變化に適應する必要がなく、且つ企業が概して同じ構造を持つ公益企業 public utilities は、明らかに最も國有に適する。國有の利害に判斷を下しがたい中間的な場合も少なくない。鐵鋼業のような産業は、(公益企業と)全く異つた性質を持つものである。私のように、第一の種類の産業については適當な條件の下において國有に賛成であるが、第二の種類については國有の手を伸ばすことに反對する人も多いのである」と述べている。

第二の問題は、國有産業運営の最良の形態は何であるか、の問題である。ソルター卿は本章において、この第二の問題について主として検討を加えている。そしてこれについて考えねばならない問題として次の三つを擧げている。

「(第一)利潤獲得又は破産の見透しを伴う私有企業における競争の刺戟 incentives of competition を何をもちて代えることが出来るのか？ (第二)國有的獨占 nationalized monopolies という變化した状態に、如何にして勞使の團體交渉 collective bargaining を適合せしめることが出来るか？ (第三)過度の集中化に伴う本質的な傾向である官僚主義 bureaucracy に對して如何なる防止策が見出されるか？」(括弧内の番號は紹介者)

國有化産業にたいするこのようなソルター卿の危惧は、ここで新しく提起せられた斬新な議論ではない。逆説的な表現を借りれば、これに對する最も有力な反駁は、多くの重要な産業自體が既に獨占

『國有産業の諸問題』(英國)の概要

化されているという事實であろう。ソルター卿はまた強く獨占の弊害を認めているのである。しかし、

「私有企業も國有企業も放任すれば、それぞれの問題を露呈するのである。しかし私有企業の場合においては、從來少くも本質的缺點の救済手段を見出さんがために、多くの強力な活動が實行せられて來たのであつた。就中、私有企業組織が好況時代と不況時代の間を大きくゆれ動き、不況に際しては大規模な失業を伴う傾向に對する矯正策に關する科學的な調査と、政治家、官僚、公衆に對するその後の教育とが、重要な結果を見せた。それらは、一九四四年の連立内閣白書 The Coalition Government's White Paper of 1944 の中で協定政策の形で示されている。かくて今日では我々は、減退する國內需要のために生ずる失業を防ぐための多くの救済策を知っている(十分な輸入原料を購入することの出來ぬことから生ずる失業は、不幸にして救済策を有たないのであるが)。……いずれにせよ、私有企業組織の本質的な危険と缺陷に關連して、多くの活動が實行され、多くの進展が示されたことを述べておくことは正しい。

國有産業の持つ本質的な問題と危険も、同様に重要であり困難である。しかし何等の解決も見出されていない。それらの問題は政治關係學界のすべての研究者にとつて、長く問題とされて來たところであり、屢々議論されたものではあつたが。」

本書の編者であるロブソン教授も序文の中で述べているように、ソルター卿は本書の執筆者の中でただ一人、「幾らか異つた見解」 a somewhat different point of view を示している人である。即

ち卿は、海外消費者の需要に應ずべき産業は國有化に不適當であると主張する。卿は私有企業における獨占の危険と缺陷を熟知しているのではあるが、一方公有企業の本質的危険と不利とが同様に十分な理解を得ているか否かについて疑問を懐いている。就中卿は、商業的利益と損失の力強い刺戟 *powerful incentives* に十分に代替すべきものの必要を強調している。卿はまた、全經濟における生産性の低下、高コスト並びに過剩人員の影響を惧れている。……

これに對してロブソン教授は、第十五章『總括的結論』の中で、二つの點を擧げて反駁している。第一は社會世論の監視ということである。

「餘り認識されていないが、國有化の生んだ變化の一つはその産業が社會世論の照明 *the limelight of public opinion* の中に持ち出されるに至つたことである。英國の新聞紙は從來鐵道や炭坑の經濟狀態に關心を示したことは少く、せいぜい關心のよせられるのはストライキが起つて作業中止の惧れがある場合ぐらゐのものであつた。一般的にいへば、新聞紙の關心は死傷事故のような劇的事件とか休日の列車サービスというような種類の事柄に限られていた。基礎産業 *basic industries* の一般的繁榮、その技術的狀態、價格と利潤、消費者の需要を満たす能力、勞使關係、投資、對外競争力——これらの重要な問題が全國の日刊紙によつても週刊紙によつても閉却せられて來たのである。今日では、これらすべての事柄が社會關心の對象であり、公社批判の機會であると認められている。議會に對しても或る程度同様のことがいわれる。イギリス下院は、國有化された諸産業に對して、それが國

有化される以前にいだいていたよりも、甚だ大きな關心を示しているのである。

世論機關 *organs of public opinion* の關心の増大が、大規模な公有されたる經濟的獨占體を蝕む疾病に對する第一の豫防藥 *prophylactic* である。明敏にして知識ある世論が、怠慢、不活動、自己満足、創意心の缺乏に對する最良の保障である。」

ロブソン教授の指摘する第二の點は、いわゆる「利潤と損失の刺戟」が實際にどのように働いて來たか、國有産業となつてからどのような變化を齎したかの點にある。

「石炭業は二十世紀を通じて最も經營の悪い重要産業であつた。炭坑の大部分における技術の立ちおくれ、投資の不足、計畫と科學的研究の缺如、坑夫の地位の破滅的な惡化、二十世紀を通じて一人當り平均出炭高の増進のないこと、炭坑主と組織勞動とを毒している猜疑と不信、一九二六年の不幸な炭坑ストライキとゼネラル・ストライキ、海外市場の喪失、一九三〇年の石炭法 *the Coal Act of 1930* によつて齎された制限的カルテルへの依存——これらを我々は如何に説明することが出来るのか？」（これは悪い經營の結果としてしか説明し得ないものである——本文紹介の筆者補筆）

そして、鐵道業でも「利潤・損失機構の強力な強制」*powerful compulsions of the profit and loss system* が鐵道業のサービスの向上を齎らすことは出来なかつた。これ等の例が示すとおり、近代産業においては産業の所有と經營が全く分離してしまつてい

のであるから、利潤の誘因 profit motive も産業の推進力 motive force ではなくなつたのである——とロブソン教授は述べている。

上述の第一にロブソン教授が指摘するところについては、この紹介文では觸れることが出来なかつたが、第八章『消費者の利害』、第九章『國有産業におけるパブリック・リレーションズ』並びに第五章『國有産業に關する政府の監督と議會に對する責任』が關係を有するものである。また第二の點については、第十一章『産業國有化における効率性とその測定』第十二章『科學研究と國有産業』を併讀すべきであらう。最後に、英國における國有化の特色を一層明瞭にするためには、第十四章『英佛における國有産業』で述べられているフランスの國有産業との比較が役立つであらう。

註(一) Ibid. Chapter XIII, The Crux of Nationalization,

by Rt. Hon. Sir Arthur Salter, M. P., p. 229

(2) " " p. 229

(3) " " p. 231

(4) Ibid. Chapter XV, General Conclusions, by

William A. Robson, p. 355.

(5) " " pp. 355-356

十、あとがき

本文三百六十餘頁にわたる『英國國有産業の諸問題』を、この短い文章で摘録紹介することは甚だ困難なことであつた。第一に多方面にわたる英國の國有化産業の實態そのものについて或る程度理解と知識を前提とせねばならなかつた。第二に、多數の筆者のそ

れぞれの異つた見解があり、これに對する編者ロブソン教授の批評があり、更には本書を紹介せんとする私自身の書評的見解をも附加することを必要と考えられたからである。また私自身の英國の具體的事象への理解の不徹底から隔靴搔痒の感みなきことも保しがたいのである。本文の讀者がロブソン教授編纂の原著の問題點に興味をいだき、進んで原著の詳細に當つてこれを今日の日本經濟の經營機構と對比されるならば裨益されるところが尠くないであらう。

本書の傾向は、本文の冒頭にも記したように「建設的批評」であると稱してよい。多方面にわたつて多くの問題點の所在と説明を通讀することによつて、英國における今世紀の偉大なる實驗の概要を把握することが出来るであらう。本書を紹介するに當つて筆者は未知の多くの問題點を知り各章を興味深く通讀することが出来た。しかし國有化に對する批判としては、それは選ばれたる本書の各章執筆者の思想傾向に基因するのではあらうが、稍々甘きにすぎる嫌いなしとしない。この意味において、イギリスの保守的な立場を代表するエコノミスト誌の本書に對する批評の一節を附しておく。これによつてわれわれは、英本國自身の中に國有産業に對して更に批判的な立場の人々のあることを知ることが出来る。

「ロブソン氏は序文の中で、本書を通じて國有化に自己満足したり、それだけで偉大な成功であると思うような傾向はないと、有識にして公正な讀者は認めるであらうと、不用意に言明している。恐らく傾向はないであらう。だが、たしかに其處には絶對的確信がある。ロブソン氏は再度にわたつて、今後の五十年間における公社は過去二百年間における株式會社と同様な重要性を持つ運

命にあると、繰返し主張している。「この言葉は、言外に國有化が近き將來に他の産業にも波及することを暗示するものではあるが、信念の表明として比較的に控え目のものだ。ロブソン氏は英國國有産業の前途は一般的に見て有望であるばかりでなく、私有が存続した場合に想像せられる事態よりも「限りなく」「infinitely」望ましいと、主張している。

このような誇張された結論にもかかわらずロブソン氏は、産業國有化の甚だ詳細にわたる諸問題や諸困難について、それらの多くはわれわれにとつて事新しいものではないが、率直にして嚴正な議論を展開している。しかし彼の胸中には産業國有化は必ずや成功すると考へる信念があるために、主要な諸困難を深く追求することが出来ない。例えば、彼は戦前の公共企業體との根本的な差異を過少評價している。戦前のBBCや中央電力委員會 The Central Electricity Board にあつては政略から離れ政府の干渉を避ける一般の意見が基礎をなしており、それがために政府の監督を殆どうけなかつたのであるが、戦後の巨人(公社)の執掌する事柄は政治から離れることが出来ないものである。ロブソン氏は、日常の經營面における獨立と、重要方針に對する政策と監督との間に、「正しい」「correct」調和を保持し得るものと、信じている。しかしこの信頼の寄つて立つところは、多くの人々がその了解に苦しんでいる公共への責任 public accountability の問題に對する解決に基づいていないのでは⁽¹⁾と。

更にエコノミスト誌は、大戦後の英國の國有産業における實驗を有効に概観するためには、ロブソン教授編纂の本書と併せて、The

Economic Aspects of Nationalization in Great Britain, by A. M. de Neuman. Students' Bookshops. 52 pages (8s. 6d.) を讀むことを薦めている。同誌の批評によれば、ニューマン氏の著書は、ロブソン教授が樂觀的な見解のために觸れていない重要な問題を掘り上げて(但し解答は與えていない)。例えば、若し多くの經濟上の決定が、公社が今日用いんとしている非經濟的基準によつて計量せられるならば、生産性の上に如何なる結果を生ずるであろうか——というような問題をニューマン氏は提起している。ニューマン氏の著書は、ロブソン氏のそれと對蹠的であつて、英國人自身にとつても、斬新にして深い探求の試みられたものと見られる。蓋し、ここに紹介した本書と共に併讀すべき著書と推薦される所以であらう。

註 (1) Books and Publications, Left and Right of Nationalization. (The Economist, August 9, 1952.)